

目
次

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(総議会事務課) : 二

平成二十三年 五月二十日 (金曜日)	号外第五十三号
--------------------------	---------

青森県報

条例

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を以下に公布する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県条例第三十五号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十日までの間における青森県議会の議員の議員報酬月額は、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第一条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額は、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

以上の条例は、平成二十三年六月一日から施行する。

(3) 平成23年5月20日 金曜日

青 森 県 報 号外第53号

(発行所 青森市 青長・島 一行人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間町 印刷株式会社 人) 三丁目 七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行